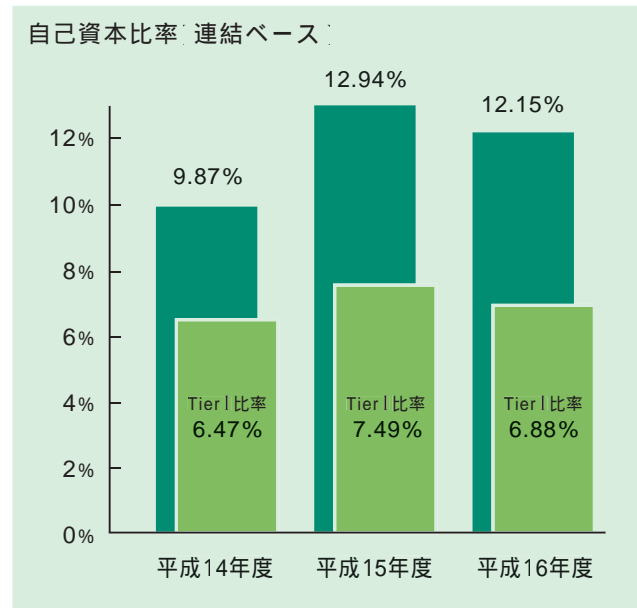


自己資本の状況

自己資本比率の状況

当金庫では、金融市場のグローバル化が進展する中で系統団体やお取引先の多様なニーズにおこたえしていくため、国際的にも競争力のある自己資本比率を確保する観点から、自己資本の充実を経営の重要課題として位置付け、取り組んでいます。

平成17年3月末における当金庫の自己資本比率は、連結ベース(連結対象社数9社)で12.15%、単体ベースで12.09%となりました。



自己資本の質の充実

自己資本比率は連結ベース、単体ベースともに、前年度末対比で低下しましたが、これは、引き続き中長期的な収益の確保を意図して優良資産を積極的に取得したことによるものであり、一方で、自己資本のうち、最も良質とされる「基本的項目」(「Tier I」)については、内部留保の着実な積み上げにより一層の充実を果たしました。

当金庫としては、今後とも経営の健全性を確保し系統団体、お取引先および内外市場のニーズにおこたえしていくため、内部留保の積み上げに努めると

もに、会員のご理解とご協力を得ながら平成17年度中に約4,000億円規模の自己資本の増強を行う方針です。

具体的には、「基本的項目」(「Tier I」)の中でも最も基本的な資本である普通出資増資を実施すること、あわせて「補完的項目」(「Tier II」)についても、相対的に資本の質が高いとされる「Upper Tier II」に位置付けられる永久劣後ローンによる調達を実施すること等により、資本の質・量ともに高め、自己資本を更に一層強固なものにしていきます。

強固な資本基盤

当金庫は、米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得し、国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、系統組織のメンバーシップによる強固な資本基盤を有していることが、その主因の1つとなっています。

なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の目的から、これまで大手行等に対して公的資本注入が実施されてきましたが、当金庫は、自己資本の状況等を踏まえ、現在まで公的資本注入の申請は一度も行っていない。

不良債権処理の着実な実践

不良債権の状況 ①

資産の健全性維持の仕組み

当金庫は、貸出金を中心とする各債務者に対する与信について、(1)内部格付(2)自己査定(3)償却・引当の3つのステップを経ることで、資産の健全性を常に維持しています。

1 内部格付

債務者の状況を定量面、定性面から総合的に評価することにより、内部で設定した格付を債務者毎に付与しています。内部格付は、決算公表を受けて定期的に行う「定期見直し」と取引先の信用力の変化の状況を勘案して行う「随時見直し」により、適宜適切に見直されています。

与信枠 スプレッドガイドライン 各種シーリング等

は格付に応じて予め設定されており、内部格付が日常的な与信管理の中核的なツールとなっています。

また、同一格付に区分されたグループから発生するデフォルト実績を継続的に把握し、統計的な処理によって格付毎に平均的に発生することが見込まれる倒産確率を算出のうえ、信用リスクの計量化の基礎係数として使用しています。

2 自己査定

自己査定は毎年6月、12月の年2回実施しており、このほか3月、9月の時点で必要な修正を行っています。

自己査定実施時にはまず、内部格付に基づいた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻懸

念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に、債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、I分類からIV分類までの4つの資産に分類しています。

3 償却・引当

債務者区分に応じて、償却・引当基準を定めて貸倒引当金の計上および償却を実施しています。

正常先および要注意先については、グループ毎に過去の貸倒れ等の毀損実績に基づき算定した予想損失率により一般貸倒引当金を計上しているほか、要管

理先の一部大口先についてはDCF(ディスカウントキャッシュフロー)法による引当を実施しています。また、破綻懸念先以下の債務者については、個別に担保・保証などでカバーされないIII分類金額のうち必要な額を算定して個別貸倒引当金を計上しています。

内部格付	自己査定		償却・引当方法	
	債務者区分	資産分類		
1-1 1-2 2 3 4 5 6 7	正常先	I分類	過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	一般貸倒引当金
8-1 8-2 8-3	要注意先 その他要注意先 要管理先	II分類	信用力に応じてグループ分けを行い、グループ毎に過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上 グループ分けは「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者を更に財務内容や与信状況等を勘案して細分化大口要管理先についてはDCF法による引当を実施	
9	破綻懸念先	III分類	個々の債務者毎に分類されたIII分類額(担保・保証などによる回収が見込まれない部分)のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上	
10-1	実質破綻先	IV分類	個々の債務者毎に分類されたIV分類額(回収不能または無価値と判定される部分)は税法基準で無税償却適状となっていないくても、原則財務会計上すべて直接償却し、III分類額は全額個別貸倒引当金を計上	
10-2	破綻先			

債務者区分

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

資産の分類区分

I 分類	回収の可能性について問題のない資産
II 分類	回収について通常の度合を超える危険性のある資産
III 分類	回収について重大な懸念があり、損失発生の可能性が高いが、その損失額を合理的に推計することが困難な資産
IV 分類	回収不能または無価値と判定される資産

不良債権処理の実績

平成16年度の与信関係費用は、112億円と前年度に比べて約400億円減少しました。業況改善や返済等により要注意先および破綻懸念先の残高が減少したことから、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金ともに大幅に減少しました。この結果、貸倒引当金残高は3,145億円となりました。

不良債権のオフバランス化についても積極的に取り組んでおり、平成16年度中に売却・回収等によ

り、1,180億円の不良債権をオフバランス化しました。一方で債務者区分を厳格に判定した結果、破綻懸念先以下の債権が新たに1,027億円発生しました。

平成16年度の与信関係費用

(単位：億円)

貸出金償却	7
個別貸倒引当金繰入額	31
一般貸倒引当金繰入額	161
特定海外債権引当勘定繰入額	0
その他	235
与信関係費用計	112

不良債権のオフバランス化の実績

平成12年度以前に破綻懸念先以下となった債権残高(A)

(単位：億円)

	13年3月末		14年3月末		15年3月末		16年3月末		17年3月末
破綻更生等債権	115		263		186		39		24
危険債権	3,241	増減	1,951	増減	1,107		645		323
合計	3,357	1,142	2,214	921	1,293	609	684	336	348

平成13年度新規発生額(B)

	14年3月末		15年3月末		16年3月末		17年3月末
破綻更生等債権	30		15		7		17
危険債権	1,447	増減	421		265		92
合計	1,478	1,040	437	163	273	163	110

平成14年度新規発生額(C)

	15年3月末		16年3月末		17年3月末
破綻更生等債権	18		17		12
危険債権	2,466		981		128
合計	2,484	1,485	999	858	141

平成15年度新規発生額(D)

	16年3月末		17年3月末
破綻更生等債権	3		0
危険債権	1,714		895
合計	1,718	822	895

平成16年度新規発生額(E)

	17年3月末
破綻更生等債権	17
危険債権	1,010
合計	1,027

オフバランス化の実績

	13年度	14年度	15年度	16年度
清算型処理	13	94	221	2
再建型処理	6	484	182	9
再建型処理に伴う業況改善	19	297	31	0
債権流動化	42	375	310	335
直接償却	256	157	282	128
その他	804	866	1,795	1,706
回収・返済	659	710	766	1,122
業況改善	144	155	1,029	583
合計	1,142	1,961	2,258	2,180

破綻懸念先以下(金融再生法基準)の債権残高合計((A)+(B)+(C)+(D)+(E))

	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末
破綻更生等債権	115	294	220	68	71
危険債権	3,241	3,398	3,995	3,606	2,451
合計	3,357	3,692	4,215	3,675	2,522

注1「清算型処理」とは、清算型倒産手続(破産特別清算)による債権切捨て債権償却をいいます。

注2「再建型処理」とは、再建型倒産手続(会社更生法・民事再生法・会社整理)による債権切捨て特別調停等民事調停による債権放棄および私的整理による債権放棄をいいます。

注3 会計処理上一度償却したもので、その後法的・私的整理による債権切捨てや債権放棄等が実施された場合には、「直接償却」を減額のうえ、「清算型処理」「再建型処理」等に当該金額を計上しています。

不良債権の状況②

開示債権の状況

1 リスク管理債権

元利払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金や貸出条件緩和債権(債務者の経営再建や支援を図る目的で金利減免等債務者に有利な取り決めを行った貸出金等)を延滞債権や破綻先債権に加えて開示したものです。

平成17年3月末のリスク管理債権総額は4,737億

円で貸出金総額に占める割合は3.02%でした。前年と比べて破綻先債権が25億円減少、延滞債権が1,131億円減少、貸出条件緩和債権が439億円減少し、全体で1,593億円の減少となりました。

なお、リスク管理債権の海外比率はおよそ2%で、地域別の内訳は欧州5億円、米国70億円です。

2 金融再生法開示債権(参考)

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、基本的には3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権を要管理債権とし、契約に従った債権の元利金の受け取りができない可能性の高い債権を危険債権、法的に破綻している債務者に対する債権等を破産更生債権およびこれらに準ずる債権として開示したものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権は71億円、

危険債権は2,451億円、要管理債権は2,314億円であり、合計で4,836億円となりました。これは前年と比べて1,592億円の減少です。

なお、金融再生法開示債権に対するいわゆる保全率(担保・保証等に個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を加えた保全額を開示債権合計額で除したもの)は75.0%です。

今後の取組み

当金庫における不良債権処理の取組みについては、内部格付、自己査定、償却・引当という恒常的な与信管理プロセスの中でタイムリーかつ厳格な対応を進めつつ、企業自身の自助努力や金融機関によるサポートにもかかわらず再生が難しいと判断される場合には、整理回収機構や市場への売却等により最終処理を行っています。

平成14年10月に発表された「金融再生プログラム」においては、資産査定厳格化等を通じて平成16年度末には主要行の不良債権比率を半分程度に低下

させ、金融システムの安定化を図ることとされていましたが、当金庫もそうした金融当局の基本方針に沿って同比率の低下に努めてきました。今後も低水準の不良債権比率を維持し、比率を更に改善するべく不良債権処理を着実に進めます。

また、適切な与信管理と着実なオフバランス化対応を進めるとともに、信用リスクマネジメントの高度化によりリスクに応じたリターンを確保する取組みを一層強化し、資産の健全性と収益性を維持・確保していきます。

当金庫の債務者区分と貸倒引当金の状況(平成17年3月31日現在)

自己査定					貸倒引当金	金融再生法に基づく 開示債権	リスク管理債権 ^{注2}
債務者区分	分類						
	I分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先 実質破綻先	担保・保証により 回収可能な部分		全額引当	全額償却 または 引当	個別貸倒 引当金 1,653	破産更生等債権 71	破綻先債権 17
破綻懸念先	担保・保証により 回収可能な部分		引当率 88.5%			危険債権 2,451	延滞債権 2,422 ^{注3}
要注意先	要管理債権	非保全部分に対する 引当率 31.4%			一般貸倒 引当金 1,486 ^{注1}	要管理債権 2,314	3ヵ月以上延滞債権 1
	要管理先債権 その他要注意先	要管理債権以外 の要注意先債権					貸出条件緩和債権 2,295
正常先	正常先 債権					正常債権 154,327	

注1 一般貸倒引当金の予想損失率は、正常先については0.53%、要管理先を除く要注意先については8.13%、要管理先については15.01%となっております。

注2 金融再生法に基づく開示債権の合計額とリスク管理債権の合計額との差額は、貸出金以外の債権額です。

注3 リスク管理債権における「延滞債権」には、森林組合等の転貸資金のうち転貸先の信用力を勘案し、自己査定上の債務者区分が「要注意先」となる債権(17億円)が含まれます。

リスク管理債権の業種別構成

単位:億円

		リスク管理債権	構成比
国内		4,660	100.0%
製造業		1,415	30.4%
第一次産業		520	11.2%
建設業		195	4.2%
卸売・小売・飲食店		1,613	34.6%
金融・保険業		345	7.4%
不動産業		38	0.8%
電気・ガス・熱供給・水道業		-	0.0%
運輸・通信		59	1.3%
サービス業		471	10.1%
地方公共団体		-	0.0%
その他		-	0.0%
海外		76	100.0%
政府等		-	0.0%
金融機関		-	0.0%
その他		76	100.0%

適正な業務運営のための経営体制

経営体制(コーポレートガバナンス)

当金庫は農林水産業者の協同組織の全国金融機関であると同時に国内外での巨額な資金運用を通じて金融・資本市場に大きな影響を及ぼす機関投資家としての側面をあわせ有しています。これを受けて、当金庫の意思決定は、会員総会に代わって会員の代

表者で構成される「総代会」の決定事項を遵守しつつ、農林中央金庫法に定められた「経営管理委員会」と「理事会」が協同組織の内外の諸情勢を踏まえ、分担・連携する体制としています。

経営管理委員会

総代会に付議または報告する事項等のほか、協同組織にかかる重要事項の決定等を行うとともに、理事を会議に出席させ説明を求めたり、総代会に対して理事の解任を請求できるなど、理事の業務執行に対し、一定の監督権限を有しています。委員は現在15名であり、会員である協同組合等の役員、農林水産業者または金融に関して高い識見を有する者のなかから、会員の代表等による役員推薦委員会の推薦を受け、

総代会において選任されます。

なお、経営管理委員会のもとには、協同組織代表の委員と当金庫の理事である委員から構成される「JAバンク中央本部委員会」および「JFマリンバンク中央本部委員会」が設置されています。これらは農漁協系統協同組織が行う信用事業の基本方針の審議のほか、中央本部名で行う会員に対する指導業務の対応協議等を行っています。

理事会

経営管理委員会の決定事項を除く業務執行の決定や、理事の職務の執行にかかる相互監督を行っています。理事は経営管理委員会で選任され、総代会での承認を経たうえで就任することとされ、現在14名

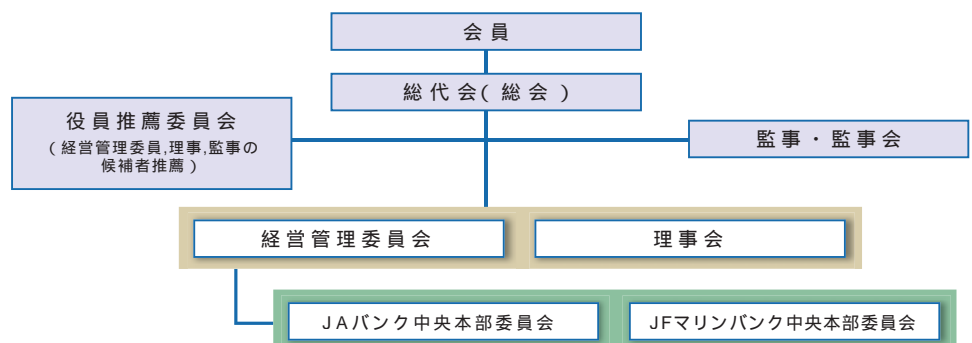
の常勤理事が就任しています。このうち代表理事2名は経営管理委員としても選任されており、経営管理委員会と理事会の意思決定がそれぞれ相互に密接な連携を保つように配慮しています。

監事・監事会

監事は総代会において選任され、経営管理委員会および理事会の決定、理事の業務執行全般を監査しています。監事は現在4名(常勤監事2名、非常

勤監事2名)です。また、監事によって構成された監事会が設けられています。

農林中央金庫の経営体制



文中に記載した役員数は、平成17年7月1日現在のものです。

内部監査体制

当金庫では 内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「業務監査部」を設置しています。業務監査部による内部監査は 金庫の経営活動全般にわたる管理および業務の遂行状況を 内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し 監査結果の報告 改善事項の勧告を通じて 業務運営の適正性を維持し その改善に資することを その使命としています。

内部監査は 当金庫の全部店のすべての業務 連結対象子会社および持分法適用会社のうち法令等に抵触しない業務を対象とし 理事会で決定された3か年の中期業務監査計画および各年度業務監査計画に基づき実施しています。

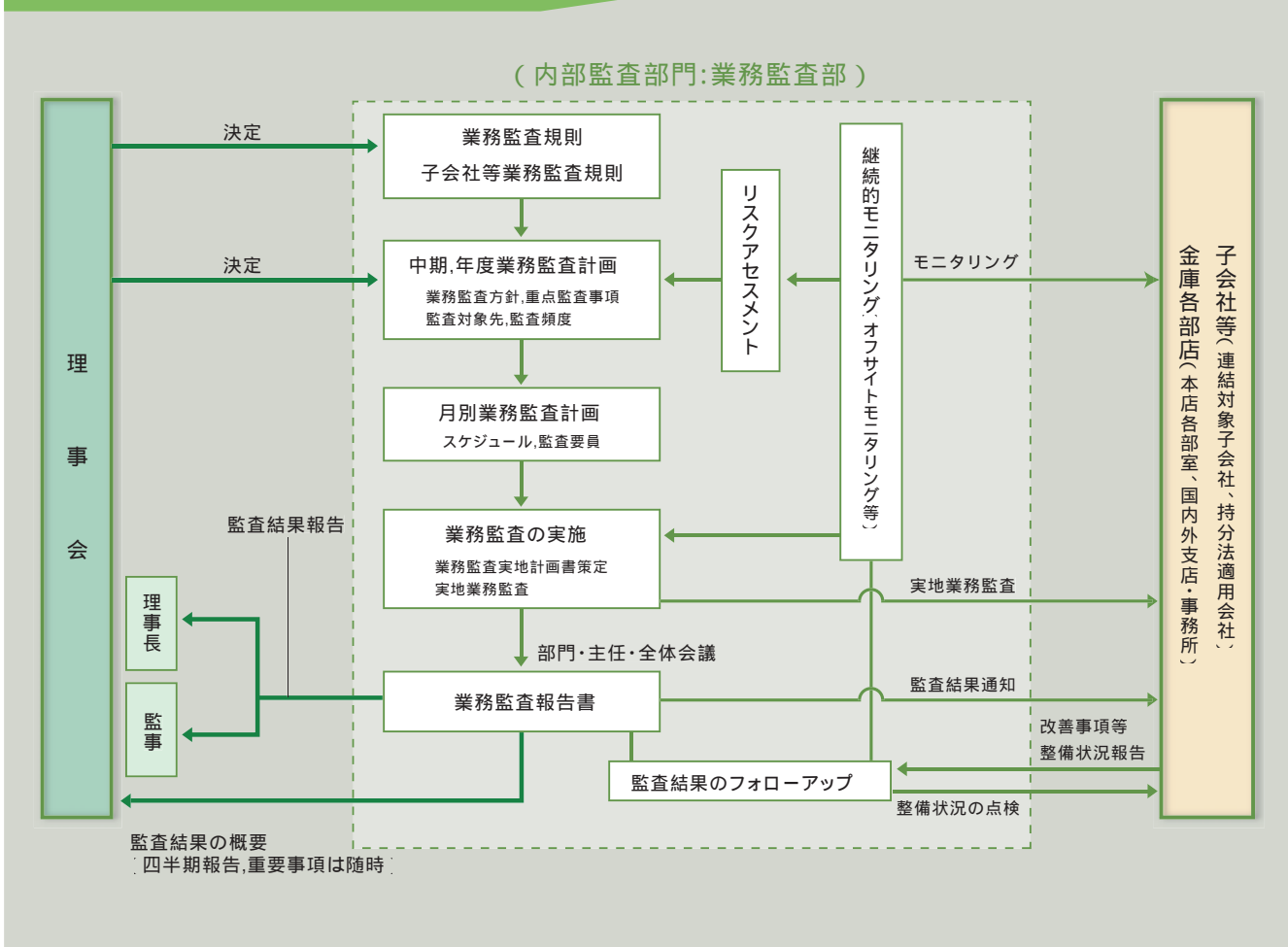
業務監査計画の策定にあたっては すべての監査対象部署についてリスクアセスメントを行ったうえで 被監査部署のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・

深度および重点監査事項(法令等の遵守状況やリスク管理等に関する業務運営上の適切性・有効性の検証等)等を決定し 効率のかつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

監査結果は 理事長および監事に報告したのち 業務監査部が被監査部署へ通知し その後定期的に被監査部署における指摘された問題点の改善取組状況についてフォローアップを実施しています。また 監査結果の概要について四半期毎に理事会に報告するほか、特に重要な事項は 速やかに理事会 理事長 監事および必要に応じて経営管理委員会に報告することとしています。

業務監査部内に設置した資産監査室は 内部格付、自己査定 償却・引当の正確性・適切性についての検証を通じて 資産の健全性確保に努めています。

内部監査体制の概要



社会に信頼される金融機関であり続けるために

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスの基本方針

社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのものが社会から強く問われるようになっていきました。また、最近の企業等の不祥事に対する社会の厳しい批判等に鑑みると、コンプライアンス態勢の整備とその実効性の向上がますます重要な経営課題となっています。特にお客さまをはじめとした社会全般からの信用・信頼を生命とする金融機関にとっては、コンプライアンスへの積極的な取組みがその存立基盤を確保するといっても過言ではありません。

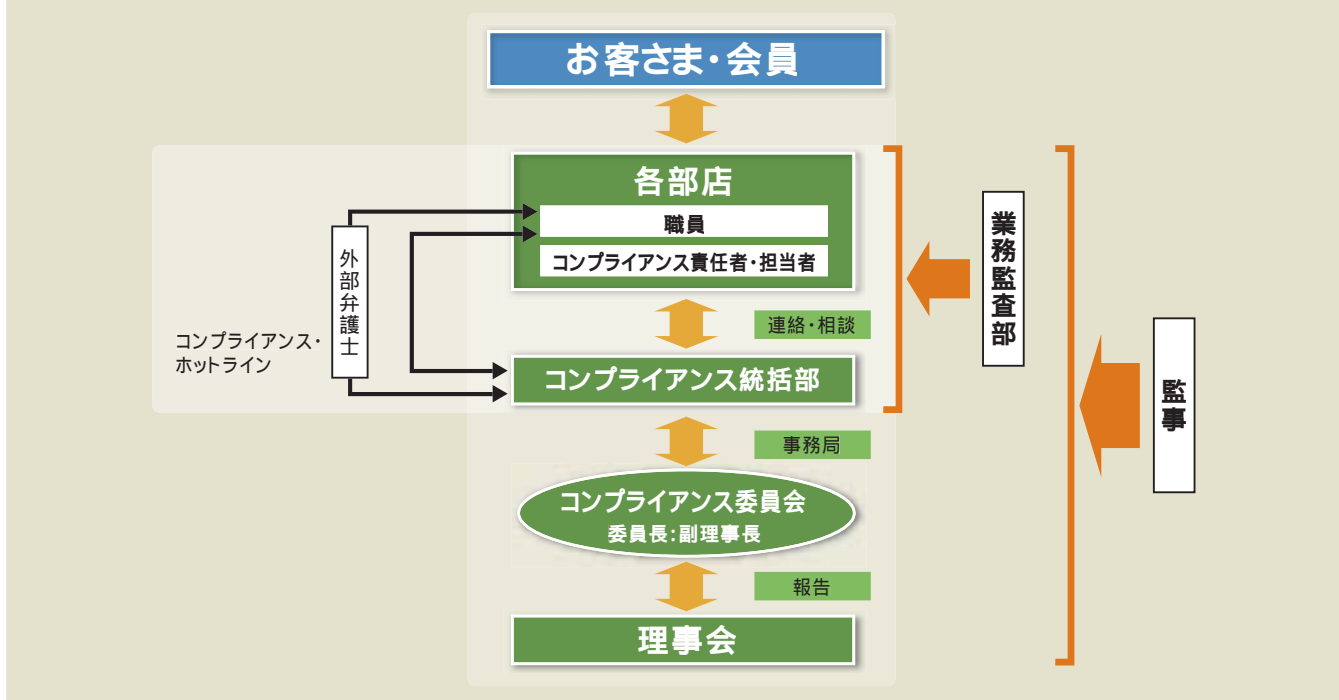
当金庫はわが国金融システムの中核を担う一員として、また系統信用事業の全国金融機関として、その基本的使命と社会的責任を果たし、社会から一層の信頼を確保していくために、徹底した自己責任原則のもとで法令などを遵守し、ディスクロージャー（情報開示）とアカウントビリティー（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねています。

経営に直結したコンプライアンス運営態勢

当金庫のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署（コンプライアンス統括部）および各店舗（各部・支店・事務所）に配置されたコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を中心に運営しています。

コンプライアンス委員会（委員長：副理事長）は、当金庫のコンプライアンスに関する基本的事項を審議するため理事会のもとに設置された委員会です。同委員会で審議した事項は理事会で決定しています。

コンプライアンス運営態勢イメージ図



具体的なコンプライアンス実践

コンプライアンス統括部は、当金庫におけるコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス委員会の事務局をつとめるほか、各店舗のコンプライアンス責任者・担当者との連絡や当金庫内の教育・啓発などに取り組んでいます。

また、コンプライアンスに関して職員がいつでも相談できるようにコンプライアンス統括部および外部の法律事務所の「コンプライアンス・ホットライン」を通じ、情報提供できる制度を設け、通報者が不利益を被ることのないように十分な配慮を行っています。

「コンプライアンス・プログラム」について

コンプライアンス態勢の整備やコンプライアンス推進・啓発活動など、コンプライアンスの実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として年度ごとに策定し、コンプライアンスが一層定着するように計画的に取り

組んでいます。さらに各店舗においても、「部店版コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの継続した実践に向けて具体的に取り組んでいます。

コンプライアンスの一層の定着化とコンプライアンスマインドの浸透

「倫理憲章」、「金庫役職員の行動規範」に加え、「金庫役職員が遵守すべき法令等の解説」、「金庫のコンプライアンス態勢の概要」を「コンプライアンス・マニユ

アル」として取りまとめのうえ全役職員に配布し、コンプライアンスの一層の定着化とコンプライアンスマインドの浸透に努めています。

グループ会社との連携

グループ会社のコンプライアンス責任者との定期会議での課題認識、「コンプライアンス・プログラム」

の説明等を通じて、当金庫グループ全体のコンプライアンス態勢運営に取り組んでいます。

倫理憲章

金庫の基本的使命と社会的責任

1 金庫の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図る。

質の高い金融サービスの提供

2 創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供により、系統信用事業の全国機関としての金庫の役割を十全に発揮していくとともに、金融システムの一員として経済社会の発展に貢献する。

法令等の厳格な遵守

3 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

反社会的勢力の排除

4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

透明性の高い組織風土の構築

5 経営情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、人間尊重の考え方に基づく透明性の高い組織風土を構築する。

個人情報保護への取り組み

個人情報の保護

当金庫は 個人情報保護の重要性に鑑み また 金融業や当金庫業務に対する社会の信頼により応えていくため 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドラインおよび

金融業界の自主ルール等を遵守して 個人情報を適正に取り扱うとともに 安全管理について適切な措置を講じ 漏えい事故の防止等に努めます。

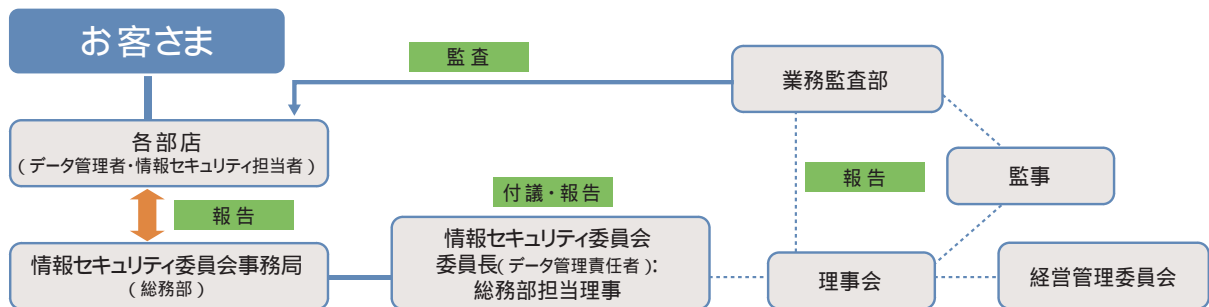
運営態勢

個人情報保護の運営態勢は 本部に設置されている情報セキュリティ委員会(委員長:総務部担当理事)を中心に 各部店(各部・支店・事務所)に配置されたデータ管理者(部店長 情報セキュリティ責任者を兼ねる)・情報セキュリティ担当者(部店長が任命)

により運営されています。

情報セキュリティ委員会は 当金庫の情報セキュリティの確保・向上等を図るための審議を行う委員会です。重要な事項は 理事会で決定しています。

個人情報保護の運営態勢



取り組みの内容

当金庫では これまでも守秘義務の遵守やプライバシーの確保などの観点から個人情報の保護に取り組んできました。平成17年4月より個人情報保護法が全面施行され 個人情報取扱事業者として新たな態勢の構築を行いました。個人情報の適正な取扱いがなされるよう取り組みの円滑な導入と有効性・実効性の確保に向け 従業員への教育・研修等を進めます。

情報保護の一層の向上を支援します。

また 個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応するとともに 個人情報の取扱いおよび安全管理についての措置を適宜見直し 改善します。

加えて 系統組織の指導機関である全中(全国農業協同組合中央会)や全漁連(全国漁業協同組合連合会)等と連携し 系統金融グループ全体の個人

個人情報保護宣言(抜粋)

個人情報の取得	業務上必要な範囲内でかつ 適法で公正な手段により個人情報を取得します。
個人情報の利用目的	取得した個人情報は 個人情報の利用目的に沿って利用します。
個人データの第三者提供	特定の場合を除き ご本人の同意なく第三者へ個人データを提供しません。
機微(センシティブ)情報の取扱い	特定の場合を除き 機微(センシティブ)情報の取得 利用または第三者提供を行いません。
個人データの安全管理措置	個人データの安全管理のための措置を講じます。また 従業員および委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
保有個人データの開示、訂正等 利用停止等	個人情報保護法に基づく保有個人データの開示 訂正等 利用停止等に対応します。
苦情等のお問い合わせへの対応	個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し 誠実かつ迅速に対応します。

詳しくは 当金庫ホームページをご覧ください。
<http://www.nochubank.or.jp/>

苦情相談処理体制[お客さまの苦情への対応力強化の取組み]

当金庫は、お客さまからの苦情等を真摯に捉え、迅速かつ組織的に対応するとともに、前向きに当金庫業務へ反映させることにより、お客さまへの対応力の向上に取り組んでいます。

公正・中立な苦情解決支援機関の指定

金融トラブル連絡協議会(金融庁に設置)が制定した苦情・紛争解決支援のモデルを踏まえて当金庫は第三者の苦情解決支援機関として「全国JAバンク相談所」を指定しています。当金庫に対する苦情について公正・中立な苦情解決支援機関による解

決を希望されるお客さまは、平成15年4月1日から同相談所を利用することが可能となりました。

全国JAバンク相談所

☎03-3245-7825

苦情受付窓口の周知徹底

当金庫の苦情受付窓口(各部・支店・事務所窓口、本店窓口 全国JAバンク相談所)について店頭でポスターおよびチラシを活用しお客さまへの周知徹底に取り組んでいます。

ご相談をご希望のお客さまは、
総務部 苦情相談所までお申し出ください。

☎03-3279-0111(本店代表)

人権問題への取組み

当金庫は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿い倫理憲章に盛り込まれた人間尊重の考え方に基づく透明性の高い組織風土の構築に努めており、人権問題に関して役職員等に対する教育・啓発を積極的に行っています。

人権教育推進協議会(議長:人事部担当理事)において人間尊重の考え方の定着のための諸施策について協議を行い理事会において年度方針を決定しています。人権教育・啓発の取組みは人事部人権班および各部店(各部・支店・事務所)に配置された人権担当者を中心に運営しています。

人事部人権班は平成11年7月に人権問題全般の担当部署として設置され人権教育推進協議会の事務局をつとめるほか各部店の人権担当者と協力して当金庫内の人権教育・啓発 セクシュアルハラスメント相談対応などに取り組んでいます。

当金庫は本支店人権研修会などを通じて人権問題への正しい理解を促進し問題解決に関する認識を深めセクシュアルハラスメント防止のため役職員等に携帯用「セクハラ相談カード」を配布するなど今後ともさまざまな活動を地道に継続していきます。さらに、JAグループの一員として全中(全国農業協同組合中央会)と連携し当金庫グループ会社を含めた人権意識の一層の向上に取り組んでいきます。



リスク管理 ①

リスク管理への取組み

昨今の経済・金融情勢の変化は、金融機関経営にも大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、一段と多様化・複雑化した業務を抱える金融機関には、その社会的役割を發揮しつつ、経営の健全性を維持・向上させるため適切なリスク管理態勢を構築することが求められています。

当金庫ではこうした認識のもと、より高度なリスク管理能力を確立することを目的として「リスクマネジメント基本方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、当金庫におけるリスク管理の基本的な体系を定めています。また、当金庫として管理を行うべきリスクを「収益確保のため主体的にとるリスク（信用リスク、市場リスク等）」と「業務の遂

行に伴って受動的に発生するリスク（決済リスク、法務リスク等）」に大別・分類し、リスク特性を踏まえた管理要綱を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しています。

こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、当金庫全体がその重要性を十分に認識したうえで、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署等を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備しています。

なお、昨今の急激な環境変化等により、リスク認識範囲の変更や役割分担の見直しが必要になる場合が想定されることから、「リスクマネジメント基本方針」については、不断の見直しを行うこととしています。

統合リスク管理について

国際分散投資という基本コンセプトのもと、多様な資産を組み合わせ、ポートフォリオを構築する当金庫にとって、異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に応じたリスクテイクと適切なマネジメントを行うことが、経営の健全性を確保するうえでの最重要課題の一つとなっています。

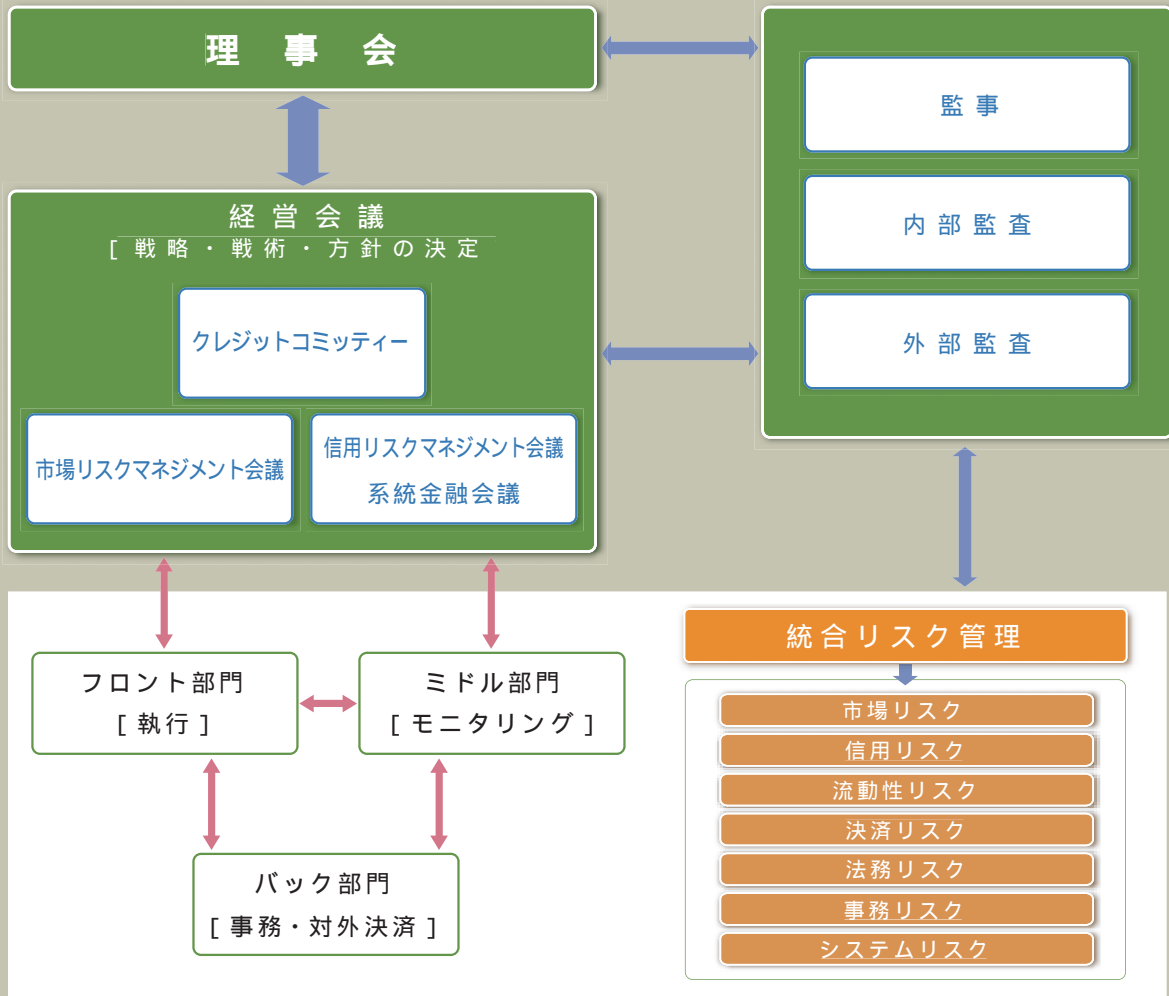
このような認識のもとで、当金庫においては、種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントを導入しています。

エコノミックキャピタルマネジメントにおいては、大

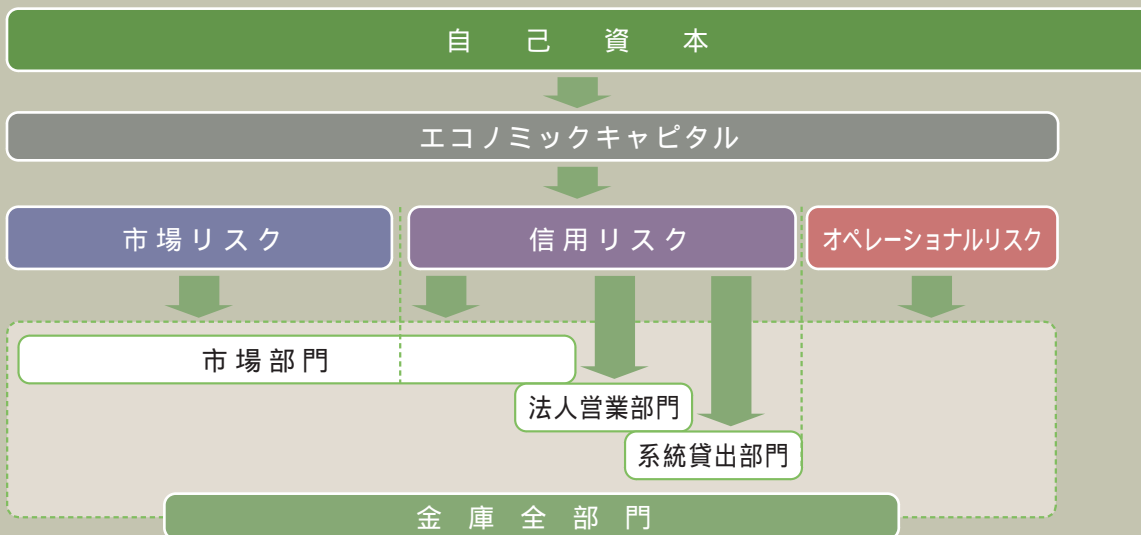
別して市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナルリスクを対象とし、国際分散投資のコンセプトを最大限活かすべく、市場部門については一体的な配賦・管理を行う等、当金庫のビジネスモデルに適合した配賦区分を採用しています。また、リスクキャピタルの配賦額は、運用方針等に基づき半期毎に理事会で決定し、ミドルセクションにおいて期中のリスク量の推移を計測・管理しています。

こうした取組みを通じ、経営全体での統合的なリスク管理を進め、今後もより一層の高度化に取り組んでいきます。

リスク管理体制



エコノミックキャピタル配賦のイメージ



リスク管理 ②

信用リスク管理

当金庫は、信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置づけ、貸出等すべての信用リスク資産について、個別審査に加えて信用リスクポートフォリオの観点から統合的マネジメントを行い、信用リスクに見合った適正な収益の確保を図っています。また、

当金庫は農林水産業の協同組織を基盤とする金融機関として、いわゆる系統貸出を通じ民間金融機関として十分な信用リスク管理を実施しつつ農林水産業の振興を図っています。

信用リスク管理体制

当金庫の信用リスクマネジメント体制は、経営層で構成される3つの会議体を中心に成り立っています。「系統金融会議」では、系統貸出を通じ効果的かつ効率的に金庫の使命を果たしていく観点から系統貸出に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。また、「信用リスクマネジメント会議」では、系統貸出以外の信用リスク取引に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。「クレジットコミッティー」は、主として信用リスク管理の制度・仕

組みを審議する場であり、「系統金融会議」、「信用リスクマネジメント会議」および後述する「市場リスクマネジメント会議」で討議される具体的方針等は、こうした基本的枠組みに従う必要があります。基本的枠組みには、国別・個社別の与信シーリング制度、内部格付制度、自己査定制度などが含まれ、同コミッティーにおいてはそれらを踏まえた信用リスクの統合的管理にかかる方針を審議します。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、フロント部門から独立したミドル部門である総合リスク評価部により行われています。

審査体制

与信審査については、審査能力の強化を進めてきており、系統貸出、一般事業法人・公共貸出および非居住者貸出について、それぞれの特性を勘案した専門性の高い審査を行っています。一般事業法人・公共法人等に対する与信審査については、営業企画セクションから独立した審査セクションにより、当金庫がこれまで培ってきた業界融資のノウハウを活かした業種別審査制を採り、各業種の担当審査役が、各取引先、各事業を個別に評価するとともに、業界分析および同業他社比較等を通じて、よりの確な判断を下しています。また、非居住者貸出については、各国の政治経済情勢等、国内貸出と異なるリスクを考慮したカントリーシーリング制度が機能しており、地域ごとの担当審査役による案件審査とあわせて適

切なリスク管理を行っています。さらに、近年市場が急速に拡大している企業の売掛債権や不動産等を裏付けとするいわゆる証券化・資産流動化商品については、個別企業の信用リスク審査とは別に、投資商品のストラクチャー審査を専門に行うセクションが、的確なリスク把握に努めるとともに、継続的に投資商品のモニタリング・レビューを行っています。

以上のような審査体制のもと、厳格な審査基準、独自の財務・キャッシュフロー分析の手法、事後のモニタリングなどによって、高度な信用リスク管理を行っています。

また、こうした審査手法を強化する一方、適正なポートフォリオの構築に向けて、ポートフォリオ全体の視点から取り組むマネジメント手法を導入しており、内部

格付に応じた与信限度額を設定し、企業ごとのシーリング管理を通じリスク量のコントロールを行うとともに、内部格付や保全状況に応じて金利設定を行い、

リスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めています。

信用リスクの計量化

信用リスクについては、前述のような各種のシーリング制度や案件ごとの審査を通じて、過度な個社・業種、商品等の集中を抑制するようにバランスのと

れたポートフォリオマネジメントを行っているほか、統計的な手法を用いてリスク量を計測する取組みを進めています。

【信用リスクの計測手法】

信用リスクとは、取引先の経営状態が悪化することなどによる社債の市場価値の減価、貸出金の延滞や返済不能により発生する信用供与額の経済的損失を意味し、当金庫ではこのような信用リスクの計量化に取り組んでいます。

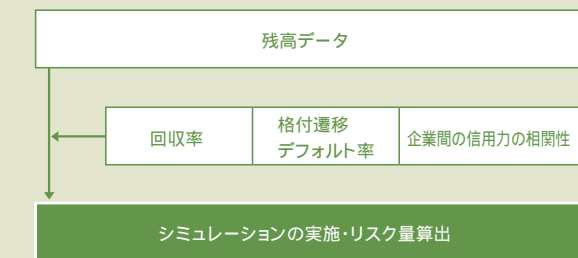
信用リスクの計量化は、貸出金、保証、外国為替、社債等の有価証券に加えスワップ取引等のオフバランス取引を対象としており、取引先別では国内外の法人、金融機関を対象としています。

これらの与信額に対して、過去の実績や将来の見通しを踏まえて定める格付の遷移率（ある格付から別の格付に移行する確率）、格付別のデフォルト率、倒産等の場合の回収率、企業等間の信用力の相関性等のデータを用いて、取引先や商品の格付変動、デフォルト等が発生するシナリオを数万パターンにわたってシミュレーションし、発生する可能性のある損

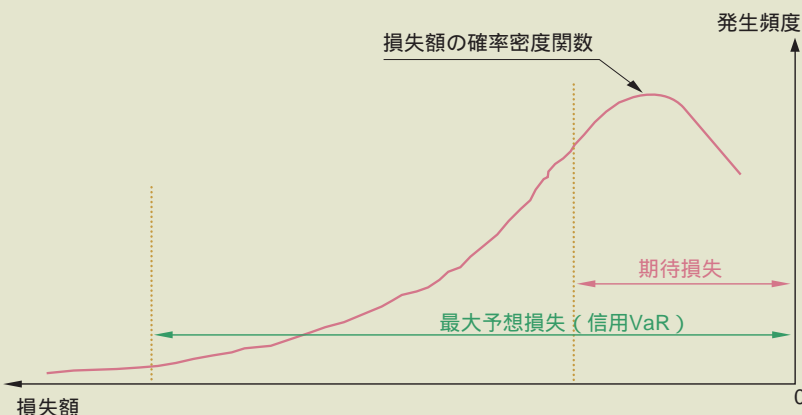
失額の分布を算出します。

この損失額については、今後1年間で発生が見込まれる損失額の平均値である「期待損失」とシミュレーション上では最悪の状況で発生する可能性がある「最大予想損失額」の2つのリスク量を算出し、リスクに対する収益性のチェックやビジネスカテゴリーごとに割り当てるリスクキャピタルの配賦等に役立てることに努めています。

信用リスク量算出イメージ



信用リスク管理モデルの基本的な構成図



計量化モデルによって当該ポートフォリオの損失額の確率密度関数が算出され（分布形状がプロットされ）、これをもとに平均損失、信用VaR（バリュー・アット・リスク）等のリスク指標が算出される。

市場リスク管理

当金庫は、市場関連取引を経営戦略上重要な収益源およびリスクヘッジの手段として位置づけ、金利リスク・価格変動リスク等の市場リスクを、十全なリスク管理体制のもとで的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。

こうした経営戦略を確実に実行するために、意思決定、

執行結果の監視(モニタリング)の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制し合う仕組みを構築し、十全なリスク管理を実施しています。

今後も人員・システム面およびリスク量分析等の技術面での一層の充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

(1) バンキング業務(ALM)

バンキング業務における市場リスクの適切な管理は、金融機関経営の安定に不可欠です。

当金庫では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMのなかで、これらのリスク管理に早くから取り組んでおり、資金収支の静態的・

動態的金利感応度分析や資産全体のグローバルベースでのベース・ポイント・バリューの算出等、さまざまな角度からの分析結果をもとに金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努力しています。

(2) 市場ポートフォリオ

バンキング業務のうち、有価証券等による市場ポートフォリオはその重要性に鑑み、特に市場リスクを重

点的に分析・管理しています。そのフレームワークは以下のとおりです。

a 意思決定

市場取引についての重要な意思決定は経営レベルで行います。経営層で構成される市場リスクマネジメント会議において、関係部長を含めて市場取引にかかる具体的方針等について検討・協議のうえ、決定を行います。

検討に際しては、市場動向・経済見通し等の投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮しており、これらをも

とにして適切な判断を行っています。市場リスクマネジメント会議は、原則として月に1回開催のほか、市場動向等に柔軟に対応すべく必要に応じて随時開催しています。また、市場動向に関する日常的な情報交換を緊密に行うことを目的として、関係役員および部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報や認識の共有を行っています。

b 執行

ポートフォリオ部門は、市場リスクマネジメント会議等で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部

署であるフロントセクションは、効率的な執行を行うとともに常に市場動向を注視し、新たな取引方針等についての提案を行います。

c モニタリング

市場リスクマネジメント会議等で決定された方針に基づきフロントセクションが適切な執行を行っているかどうかをチェックし、またリスク量等の測定を行う

のがモニタリング機能です。この機能は総合リスク評価部が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結果はその内容に応じて定期的に経営層まで

報告されています。報告されたモニタリング結果は、市場リスクマネジメント会議等におけるポートフォリオ

のリスク状況の確認および今後の具体的方針検討のための基本資料として活用されています。

d アラームシステム

当金庫ではリスク管理のためのツールとして「チェックポイントシステム」と呼ばれるアラームシステムを採用しています。市場ポートフォリオ全体のリスク量が、経営体力をもとに定めた一定のレベルに達した場合に、市場リスクマネジメント会議において経営層以下で対応策等を協議することとしています。また相場

が短期間で一定以上急変した場合にもアラームが発出され、経営層以下で対応策等の協議を行います。こうした仕組みにより迅速かつ的確なリスク管理を行っていますが、今後もより一層適切な管理体制を構築するよう努力します。

e リスクの計測手法

市場リスクとは金利変動による収支変化 および金利・株式・為替などの市場変動により保有資産と負債の価値が変化し損失が発生する可能性があることを意味します。

バンキング業務においては金利変動に応じた収支コントロールが重要でありあらかじめ一定の金利変化が起こった場合に収支がどの程度影響を受けるかを把握することが必要となります。当金庫では、資産・負債の金利感応度を算出し、資産・負債全体での収支変動係数(基準金利が1%変化した場合

の利鞘・含み損益の増減)を計測・把握し、これにシナリオに基づくシミュレーション等の手法を組み合わせることでバンキング業務全体の金利変動に対する収支の影響度を把握しています。

また債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをバンキング勘定対象に実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについても把握しています。

(3) トレーディング業務

市場の短期的な変動等を収益化すべく取り組んでいるトレーディング業務については、売買執行にあたるフロントセクションが他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。またフロントセクショ

ンがリスク対リターンの観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠等の範囲内で取引を行い、目標収益の達成を目指します。

a アラームシステム

ポジションや損失等が一定水準を超えた場合には、通知・警告がフロントセクションに対して出され、その

水準に応じて改善策の策定・取引量の縮小・取引停止等の対応を義務づけています。

b リスクの計測手法

当金庫ではBPV(ベシス・ポイント・バリュー)・SPV(スロープ・ポイント・バリュー)・オプション性リスクパラメーターおよびVaRによりリスク量を計測し、リスクリミットに対する監視を行っています。

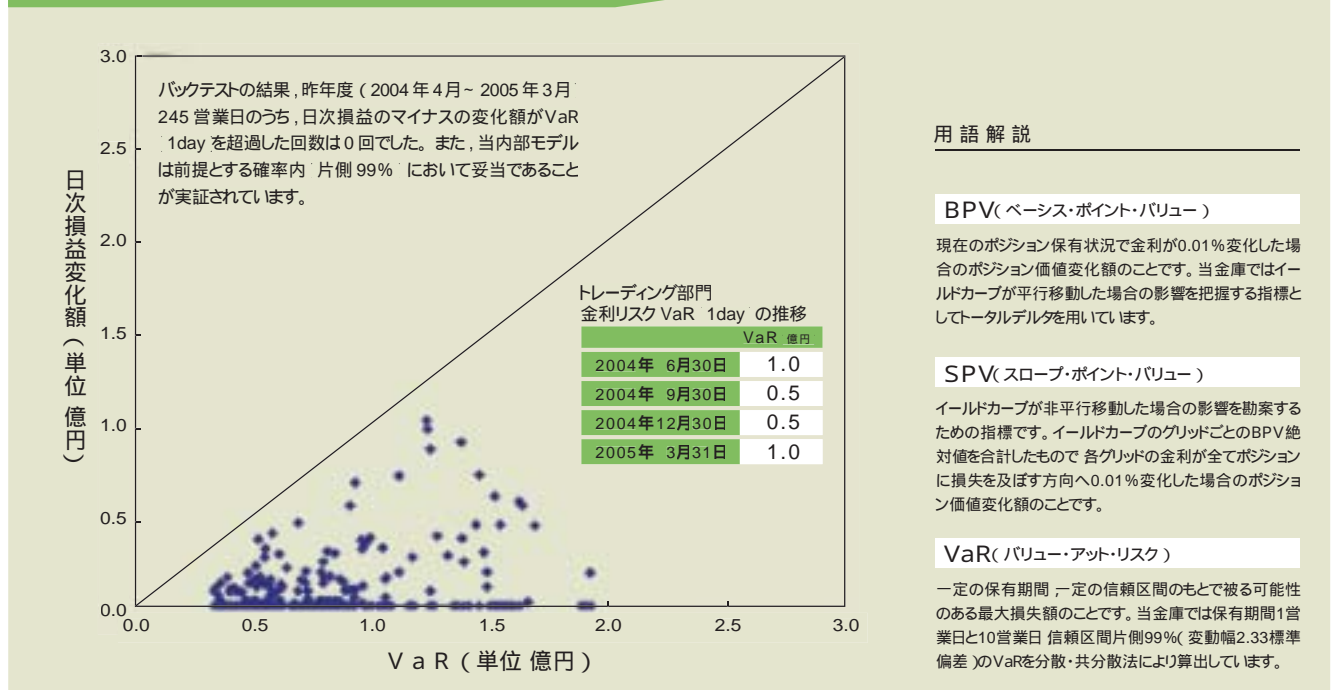
またリスク量計測に用いる内部モデルについては、実際の損益の変動との比較(バックテスト)を継続することによりさらに精度を高めていくと同時に新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層

農林中央金庫のリスクマネジメント

の高度化を図っています。なお、リスク量計測に用いる内部モデルは自己開発したもので、平成10年3月末より実施されたBIS(国際決済銀行)2次規制において求められている市場リスク量および所要自己

資本量算出にも用いられ、外部監査法人による定量的・定性的監査を受け、妥当性について客観的に承認を得ています。

トレーディング部門 バックテスト：金利リスクVaR(1day)



流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスクを「市場環境の急激な変化等によりポジションを迅速かつ適正な価格で構築または解消できないリスク」(市場流動性リスク)および「手許資金が減少し取引の決済に支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る場合のリスク」(資金繰りリスク)と定義し、「流動性リスク管理要綱」を定めて適切なマネジメントに努めています。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえ

での重要なファクターと位置づけ、商品毎に異なる流動性(換金性)を把握したうえで、具体的な投資戦略の策定の際にも市場流動性リスクを意識した検討を行っています。

また、資金繰りリスクについては、そのマネジメントが業務継続、ポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となるため、運用・調達ともに通貨毎、商品毎、拠点毎の期日管理を行い、日次・月次ベースでの資金計画を作成し、市場動向に留意しながら安定的な流動性の確保に努めています。

決済リスク管理

当金庫では、決済リスクを「予定された決済が何らかの理由により行われないことにより損失を被るリス

ク」と定義し、「決済リスク管理要綱」を定めて管理しています。

決済リスクには 信用リスク・流動性リスク・事務リスク・法務リスクなどのリスクが内包されていますが、当金庫では さまざまな決済リスクの態様に応じた内部管理の体制や 決済リスクが顕在化した事態を想定した対応策の整備を行っています。また 日本銀行

の当座預金および国債振替決済における即時クロス決済(RTGS)や 外国為替取引における主要通貨の同時決済機関(CLS)を活用するなど 決済制度改革に沿った対応を進めることにより 円滑で安全性の高い決済の実現に努めています。

法務リスク管理

当金庫では 法務リスクを「経営判断や個別業務の執行において 法令違反や不適切な契約締結等に起因し 損害が発生したり 取引上のトラブルが発生するリスク」と定義し、「法務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

当金庫は 従来からの金融サービスに加え 系統信用事業の組織整備 新しい金融サービスの提供や投資業務に積極的に取り組むなかで 法務リスク管理を全部店で管理すべき重要な経営課題の一つ

と位置づけ 管理の高度化に努めています。

具体的には 業務に関係する法令を各所管部・業務別にデータベース化し 法令の制定改廃状況の把握と業務への迅速・正確な反映ができるように努めています。また 個別案件のリーガルチェックや契約書作成・審査については 関係各本店を十全にサポートし 法務リスクの極小化を図るよう努めています。

事務リスク管理

当金庫では 事務リスクを「役職員が手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」および「手続・マニュアル等の整備が不十分あるいは手続・マニュアル等に齟齬があり 適切な事務処理が行われないリスク」と定義し、「事務リスク管理要綱」

を定めて管理しています。

具体的には 事務手続を整備するとともに 事故・事務ミスが発生状況の把握 自己検査・自主点検およびリスクアセスメントの実施などにより 事務リスクの削減に努めています。

システムリスク管理

当金庫では システムリスクをITリスクやセキュリティの範疇のみでなく システムの経営戦略との整合性や遵守性(システムの開発・運用が法令等の規則を遵守しているか)を含む幅広い概念としてとらえ、「システムリスク管理要綱」を策定し システムリスク管理の拡充に努めています。

向上・改善に努めています。

これらを実現するために各種会議(情報セキュリティ委員会ほか)を設置して 迅速な経営判断が行える態勢としているほか 年度毎に「システムリスク管理計画」を策定しています。

また 適切な情報資産(情報および情報システム)管理のために「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等の各種規定を定め セキュリティの

なお 災害等による万が一の大規模なシステム障害に備えて バックアップサイトを設置するとともに、災害対策訓練を実施しています。

環境・地域・社会への貢献

企業・組織は社会の一員であり、その事業活動はお客さまや地域の方々、地域環境とも深く結びついています。当金庫は国内外の本支店におけるさまざまな取組みを通じて、よりよい環境・住みよい地域・豊かな社会づくりに貢献しています。

環境への貢献

森林資源の保全に向けた取組み

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材資源の生産など、多面的な機能を有していますが、近年さまざまな要因により国内の森林の荒廃が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、当金庫では森林資源の保全に向けたさまざまな取組みを積極的に展開しています。

森林再生を目的とした公益信託の設定

当金庫は国内の荒廃した民有林を再生する事業や活動に対して助成を行うため、「公益信託 農林中金80周年森林再生基金」を平成17年3月に設定しました。

本事業は、荒廃林の再生活動など国内の荒廃した民有林の公益性発揮を目的とした活動に対する助成金の支出などを行うもので、特定公益信託の仕組みを採用しています。当金庫は本基金（当初信託財産：10億円、予定信託期間：10年程度、委託信託銀行：農中信託銀行（株））を活用して、森林資源の保全に貢献していきます。



間伐材を使用するペレットストーブの寄贈（長野支店の取組み）

森林資源の維持・再生には、間伐材の利用が重要な役割を果たします。当金庫長野支店では、間伐材の利用を促進するため、木質ペレットを燃料とするペレットストーブを県などへ3台寄贈しました。

木質ペレットは、間伐材等を利用して作る木質バイオマス（再生可能な生物資源）のひとつで、その活用は地球温暖化防止につながるものとして期待されています。今後とも地元行政・森林組合・NPO法人等とタイアップし、ペレットストーブの普及を通じて森林資源に対する理解促進に取り組んでいきます。



ペレットストーブ（右）の寄贈

その他森林資源の有効活用

当金庫は森林資源を有効活用するため、本支店で使用しているコピー用紙やディスクロージャー誌等で再生紙を利用しています。また、間伐材を利用した名刺を使用する「木の名刺を使おう運動」を展開しています。



間伐材を利用した名刺

愛知万博への協賛

当金庫は、JAグループの一員として、「農」と「共生」の世紀づくりを目指し、2005年日本国際博覧会（略称：愛知万博）に協賛しています。本博覧会は「自然の叡智」をテーマとし、サブテーマに「宇宙・生命と情報」「人生の“わざ”とと智慧」「循環型社会」を掲げ、環境に配慮した会場づくりや環境負荷の少ない交通手段の活用など、環境問題に配慮した取組みを行っています。



地域・社会への貢献

「花いっぱい運動」の全国展開

当金庫は人と自然と産業の豊かな調和・自然環境の保全・街の美化を願って全国の本支店で「花いっぱい運動」を展開しています。具体的には店頭での花種や球根の配布 地方公共団体や学校などへの花種・球根・苗木・花壇等の寄贈 園芸教室の主催 花や緑に関するコンクールやイベントへの協力等を通じて地域の環境保全や緑化推進に積極的に取り組んでいます。



札幌支店の取組み

昭和34年より大通公園の景観美化のため 円形花壇の造成・管理を行っています。



大通公園の当金庫出展花壇

水戸支店の取組み

平成3年から毎年9月に水戸市に対してチューリップの球根を寄贈しています(16年度は1万球)。本球根は水戸市が管理する千波湖花壇や市内公園等の花壇植栽に用いられ 市内の景観美化に貢献しています。また 市内の幼稚園児や小・中学生等を対象とした「花の絵コンクール」を後援するとともに 参加賞としてチューリップの球根を配布(約1万球)し ご好評をいただいています。



各種寄贈活動

当金庫では 県や市町村にランドセルカバー・図書袋などを寄贈し 地域のみなさまにご活用いただいています。

青森支店の取組み

昭和41年より青森市と平内町の新入学児童に安全に登下校してもらえるよう「学童安全ランドセルカバー」を寄贈しています(16年度の実績は約3千枚)。



盛岡支店の取組み

図書館利用者の利便性向上および盛岡市の社会教育充実にご活用いただくため 平成4年から盛岡市へ図書袋を毎年寄贈しています(16年度は2千袋の寄贈実績)。



図書袋の寄贈

各種募金活動

当金庫では 職員が各人の意思に基づいて声をかけあい 以下のような各種募金活動を実施しています。

緑の募金への協力
(社)国土緑化推進機構等が中心となって行う、森林保全のための募金活動に取り組んでいます。

漁船海難遺児育英資金年末募金への協力
(財)漁船海難遺児育英会が行う 海難事故被害者の子弟に対して支援を実施するための募金活動に取り組んでいます。

新潟県中越地震JA災害緊急支援募金運動
甚大な被害をもたらした中越地震の発生を受けて、復興支援のための募金活動をJAグループで実施しました。また 寝袋の寄贈や衛星電話の貸与等による被災地への支援も行いました。

梅雨前線豪雨等支援募金活動や台風災害支援募金活動

平成16年に大きな被害をもたらした梅雨および台風による被害の復旧対策支援のための募金活動をJAグループで実施しました。

スマトラ島沖地震募金活動

平成16年12月26日に発生したスマトラ島沖地震の被害者を支援する募金活動をJAグループで実施しました。

各種イベント等への協力

当金庫は 豊かな社会づくりや環境保護に寄与するため 各種イベントに協力しています。

「豊かな海づくり」運動への協力
当金庫は 昭和56年から毎年開催されている水産業最大のイベント「全国豊かな海づくり大会」(主催:豊かな海づくり大会推進委員会 後援:農林水産省)に協力しています。本取組みを通じて水産資源の維持培養・海の環境保全に対する意識の高揚を図り 水産業への認識を深める活動を支援しています。

(財)日本野鳥の会の取組みへの協力
当金庫は(財)日本野鳥の会の法人特別会員として 野鳥を中心とする野生生物・自然環境の保護や調査研究といった取組みを支援しています。

(財)伝統文化活性化国民協会の取組みへの協力
当金庫は(財)伝統文化活性化国民協会の賛助会員として 日本の伝統文化の振興を支援しています。

海外での取組み

「農林中金基金」の設立

当金庫は ニューヨーク支店開設10周年を記念して 平成6年に「農林中金基金」を創設しました。以後 この基金の運用益を自然保護 教育文化事業の奨励を目的とする団体に寄付しています。

16年度は メトロポリタン美術館 カーネギーホール リンカーンセンター Museum of Arts & Design等の文化施設やコロンビア大学内にある環境調査・保護団体(Center for Environmental Research and Conservation)に対して寄付を行いました。